給湯器、分電盤、屋根などの

検 商 法にご注意!◎



点検商法とは

点検商法とは、「点検」と称して電話や訪問をして「工事が必要」「修理をしないと危険」などと言って、 不安をあおり契約させる商法です。

「点検だけなら」と了承したところ、業者のペースに乗せられて、不要な契約をしてしまった、という 相談が多く寄せられています。

突然、業者を装い「無料点検」をすると言って、住宅に上がり込み、家の様子や家族の状況などを下見 した者が、後日、強盗事件を起こすといった可能性もありますので、ご注意ください。

悪質業者は、消費者に契約させるために強引に点検を迫り、点検後は**不安をあおりながら勧誘**して きます。

特に相談の多い給湯器、分電盤、屋根の点検商法について、典型的な「勧誘トーク」を知って、冷静に 対応し、不要な点検や契約をしないように注意しましょう。

給湯器の場合

- ●「給湯器の定期点検をします。いつ訪問すればよいですか。」
- ●「古い機種なので、このまま使うのは危険です。」

例2 分電盤の場合

- ●「分電盤は○年で点検が必要となっています。」
- ●「このまま使い続けると危ないです。」
- ●「今すぐ交換したほうが良いですね」。



突然「点検する」と 言われても すぐに承諾せず 本当に必要な点検なのか 必ず確認しましょう。

- ●「屋根がはがれているのが見えました。無料で点検しましょうか? |
- ●「屋根が飛ばされて、近所の人に迷惑がかかるかもしれません。」



- ① その場ですぐに点検させず、家族や地元の信頼できる業者に相談するなど、 慎重に判断しましょう。
- 2 ガス会社や契約先の電力会社などに本当に点検を実施しているか確認しましょう。 (関係のない業者が不要な工事を契約させるために点検をしているかもしれません。)
- 対面での対応はせず、インターホン越しに点検を断りましょう。
- 4 断っても業者が帰らない場合は、最寄りの警察署又は110番に通報しましょう。
- 5 工事を勧められてもすぐに契約せず、複数の業者から見積りを取るなど、 慎重に検討しましょう。(点検結果は、うそかもしれません。)

もしかしたら強盗の下見かも?

貴重品の保管状況や、家族構成など、個人情報を安易に教えないようにしましょう。



相談件数が過去最多!

令和6年4月~12月の間に、県内の消費生活相談窓口に寄せられた「点検商法」に関する苦情相談件数は、令和4年度同期と比較した昨年度の約1.9倍を大きく上回り、今年度は約2.3倍に増加しています。また、苦情相談件数も、過去最多の2,179件となっています。

契約者を年齢別に見ると、高齢者(65歳以上)の割合が高く、全体の約7割を占めています。

高齢者は自宅にいることが多いため、電話や訪問による被害に遭いやすいことなどが理由として挙げられます。



注)本資料の相談件数は、令和6年12月31日までに神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付け、PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録された苦情相談件数です。 PIO-NETの情報は更新されるため、過去の公表値と異なる場合があります。

クーリング・オフなどができる場合があります。 不安に思ったら**消費生活センタ**ーに相談しましょう!



消費者 ホットライン

高番なし 8

LI



神奈川県消費生活課 ☎ 045-312-1121(代)